

答 申 第 267 号
平成19年11月5日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年5月15日付け保指第178号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年7月19日付けで異議申立人から提起された、次の行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

- 平成17年6月21日付け保指第284号の2
- 平成17年7月11日付け保指第346号の1
- 平成17年7月8日付け保指第344号の2
- 平成17年7月8日付け保指第344号の3
- 平成17年7月8日付け保指第344号の5
- 平成17年7月8日付け保指第344号の6
- 平成17年7月8日付け保指第344号の7
- 平成17年7月8日付け保指第344号の8
- 平成17年7月8日付け保指第344号の9
- 平成17年7月8日付け保指第344号の10

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年6月21日付け保指第284号の2で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）、平成17年7月11日付け保指第346号の1で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」という。）、平成17年7月8日付け保指第344号の2で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定3」という。）、同日付け保指第344号の3で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定4」という。）、同日付け保指第344号の5で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定5」という。）、同日付け保指第344号の6で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定6」という。）、同日付け保指第344号の7で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定7」という。）、同日付け保指第344号の8で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定8」という。）、同日付け保指第344号の9で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定9」という。）及び同日付け保指第344号の10で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定10」といい、「本件決定1」から「本件決定10」までを併せて「本件決定」という。）の取消しを求めるといふものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

鋸南町独自の通所介護事業を介護保険の通所介護事業と偽って介護報酬の不正受給をしている鋸南町を放置している県職員らに重過失があるのは、故意にしているから明らかとなる。重過失とならないよう県職員らは、何らかの対策をしているはずで、それが対象文書である。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 開示請求及び開示請求に対する決定について

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年5月23日付けで「千葉県知事が介護保険法41条1項に違反して日常生活に要する費用を通所介護事業に要した費用に含ませている鋸南町に対して何もしないのが重過失でないことがわかる書類」の行政文書開示請求（以下「請求1」という。）を、平成17年6月8日付けで「別添のとおり介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町が介護保険法41条1項、4項の違反をしているのに、違法が是正されなくてよい根拠についてわかる書類（添付書類H17.2.23付 鋸保福第149号公文書不存在決定通知書）」の行政文書開示請求（以下「請求2」という。）を、平成17年6月6日付けで「介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町が、日常生活に要する費用を通所介護に要した費用に含めてい

るのが許される根拠についてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「請求3」という。）、「介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町がその通所介護事業にて介護保険法施行令1条違反の会計処理や、介護保険法41条1項違反の日常生活に要する費用を通所介護に要した費用に含めているのに、千葉県知事及び千葉県健康福祉部保険指導課の課長及び介護保険室の全職員が請求人の再三指摘したにも係わらず放置しているのが重過失でないことについてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「請求4」という。）、「介護保険法175条の保健福祉事業として施設の運営をしないのなら、平成11年7月27日付け事務連絡（いわゆる「公設民営」等の取扱いについて）から、安房郡鋸南町に介護保険法の通所介護事業者の指定を県知事はできないのに、安房郡鋸南町が指定を受けている根拠についてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「請求5」という。）、「介護保険法175条では、『指定居宅サービス事業』と『介護保険施設の運営』が別になっているのに、千葉県健康福祉部保険指導課介護保険室が平成12年1月11日付け事務連絡（臨時特例交付金及び介護保険特別会計に係るQ&Aについて）の勘定に係る質問の『市町村が保険福祉事業として施設の運営を行わない場合』では『指定居宅サービス事業』も『介護保険施設の運営』が同じとする根拠についてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「請求6」という。）、「平成12年1月11日付け事務連絡（臨時特例交付金及び介護保険特別会計に係るQ&A）の勘定に係る質問にある『市町村が保険福祉事業として施設の運営を行わない場合』とは具体的にどのような場合であるかについてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「請求7」という。）、「過去の住民監査請求において千葉県健康福祉部保険指導課が監査委員に対して介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町が、その通所介護事業の会計処理を鋸南町介護保険特別会計でなく、鋸南町一般会計で処理するのが違法ではないと判断させたことに関する一切の書類（住民監査請求における監査委員事務局からの書類も含む）」の行政文書開示請求（以下「請求8」という。）、「介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町のその通所介護事業における介護保険法施行令1条違反の会計処理や、介護保険法41条1項違反の日常生活に要する費用を通所介護に要した費用に含めていることによる安房郡鋸南町への不当利得返還請求権の消滅時効が何年であるかについてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「請求9」という。）及び「介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町のその通所介護事業における介護保険法施行令1条違反の会計処理や、介護保険法41条1項違反の日常生活に要する違反の是正についてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「請求10」といい、「請求1」から「請求10」までを併せて「本件請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る行政文書を調査したが、該当する行政文書を保有していなかったため、請求1に対して本件決定1を、請求2に対して本件決定2を、請求3に対して本件決定3を、請求4に対して本件決定4を、請求5に対して本件決定5を、請求6に対して本件決定6を、請求7に対して本件決定7を、請求8に対して本件決定8を、請求9に対して本件決定9を、請求10に対して本件決定10を行った。

(2) 不開示決定の理由について

ア 本件決定1、本件決定2、本件決定3、本件決定4、本件決定9及び本件決定10について

開示請求書には鋸南町における「介護保険法施行令 1 条違反の会計処理」及び「介護保険法 4 1 条 1 項、4 項違反」とあったので、違法行為の存在を県が認定したことに関する行政文書を調査した。

その結果、鋸南町の通所介護事業運営に関して「介護保険法施行令 1 条違反の会計処理」及び「介護保険法 4 1 条 1 項、4 項違反」の事実を県が認定しておらず、よって、該当する行政文書は存在しなかったため、開示請求対象の行政文書は不存在であるとした。

イ 本件決定 5 について

請求 5 は、鋸南町に介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の通所介護事業者の指定を県知事はできないとの前提に基づくものであったので、異議申立人がその根拠としている「平成 1 1 年 7 月 2 7 日付け事務連絡（いわゆる「公設民営」等の取扱いについて）」は、「介護保険法第 1 7 5 条の保健福祉事業として施設の運営を行わない場合」における通所介護事業者として市町村を指定できないものと解される記述を探したが、そのような記述はなかった。

なお、念のため、鋸南町の通所介護事業の事業者指定に際して鋸南町から提出された指定申請書を調査したが、事業者指定の要件に抵触する記載は見当たらなかった。

よって、鋸南町に介護保険法の通所介護事業者の指定を県知事はできないのに指定を行った事実は存在しないので、開示請求対象の行政文書は不存在であるとした。

ウ 本件決定 6 及び本件決定 7 について

請求 6 及び請求 7 は、「平成 1 2 年 1 月 1 1 日付け事務連絡（臨時特例交付金及び介護保険特別会計に係る Q & A について）」に関する解釈に係る内容であることから、この事務連絡に関する解釈及び運用に関して記載した行政文書が適合するものであると解したが、該当する行政文書は発見できなかったため、開示請求対象の行政文書は不存在であるとした。

エ 本件決定 8 について

平成 1 5 年度以降、鋸南町の指定通所介護事業に関する住民監査請求に関する行政文書について、鋸南町の通所介護事業に関して同町の一般会計で処理するのが違法ではないと判断している旨の記述の有無について調査したところ、該当する行政文書は存在しなかった。

よって、監査委員に鋸南町の一般会計で処理するのが違法ではないと判断させたことに関する行政文書は不存在であるとした。

(3) 異議申立ての理由に対する意見

異議申立人は、異議申立書において本件決定に対する意見を記しているが、ここには鋸南町に介護報酬の不正受給があるとする申立人の意見が記されているのみで、行政文書の特定に関する意見を記しているものではない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、上記3(1)開示請求及び開示請求に対する決定についてのとおりである。

(2) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。

ア 請求1、請求2、請求3、請求4、請求9及び請求10について

請求1、請求2、請求4、請求9及び請求10の各開示請求では、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄（以下「請求欄」という。）には、「介護保険法41条1項違反」又は「介護保険法施行令1条違反の会計処理」と記載されており、請求3では、請求欄には「日常生活に要する費用を通所介護に要した費用に含めている」と記載されている。これらの開示請求は、いずれも鋸南町の通所介護事業運営に関して介護保険法違反があることを前提としているもので、開示請求の趣旨を満たす行政文書は、実施機関が介護保険法又は同施行令に関する違法行為の事実を認定した旨を記載した行政文書であると考えられる。

ところで、実施機関は、「介護保険法施行令1条違反の会計処理」及び「介護保険法41条1項、4項違反」の事実を認定していないため開示請求に係る行政文書を保有していないと説明する。

実施機関に確認したところ、その具体的理由は次のとおりである。

(ア) 通所介護事業における食費等は、介護保険法第41条において「居宅サービスに要した費用」に含まれない「日常生活に要する費用」とされているが、食費等は厚生労働省令においてサービスを提供する事業所が、利用者から事前に了解を得たうえで、別途徴収できるものと定められているものであり、徴収していないことをもって違法とはいえない。

(イ) 市町村が介護保険の居宅サービスを行い、その会計処理を行う際の処理方法については、市町村が介護保険法第175条に規定する保健福祉事業として行う場合を除き特に規定はない。鋸南町は介護保険事業計画において通所介護事業を保健福祉事業として位置付けて実施していないので、一般会計で処理することは違法ではない。

以上のとおり、実施機関は、鋸南町の通所介護事業運営に関して介護保険法違反の事実を認定しておらず、違法行為の存在を認定した旨を記載した行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められないことから、請求1、請求2、請求3、請求4、請求9及び請求10に係る行政文書は存在しないものと判断する。

イ 請求5について

請求欄には、「平成11年7月27日付け事務連絡（いわゆる「公設民営」等の取扱いについて）から、安房郡鋸南町に介護保険法の通所介護事業者の指定を県知事はできないのに、安房郡鋸南町が指定を受けている根拠」と記載されている。すると、請求5は、当該事務連絡は市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合に関するものであるとの異議申立人の解釈を前提としているものであり、開示請求の趣旨は、市町村が介護保険法第175条の保健福祉事業として施設の運営を行わない場合、知事は通所介護事業者として市町村を指定できないのに、鋸南町が指定を受けている根拠を記載した行政文書の開示を求めるものであると考えられ

る。

実施機関に確認したところ、当該事務連絡は、地方公共団体が介護サービス提供施設の運営を民間法人に委託する場合の事務処理等に関するもので、その内容は、介護保険法の規定による介護サービス事業の事業者の指定を地方公共団体が受ける場合と施設運営を委託した民間法人が受ける場合のそれぞれの取扱いと、地方公共団体が国庫補助金等を受けて設置した施設を民間法人に貸与・譲渡して介護サービス事業を行う場合の承認等の手続きについて記載されているものであって、市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合の手続きについての記述はないとのことであった。

そこで、当該事務連絡を見分したところ、市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合に関する記述はないことが確認された。そうすると、異議申立人の当該事務連絡に対する、保健福祉事業として施設の運営をしないのなら、介護保険法の通所介護事業者の指定を知事はできないという解釈は、誤認があるものと認められる。

なお、鋸南町の通所介護事業の指定に関して実施機関に確認したところ、鋸南町の申請については、提出された指定申請書を審査し、法令等に定める基準を満たしていると認められたので、平成12年1月4日付けで通所介護事業者の指定をしたとのことであり、できないのに指定を行ったという事実はないとのことであった。

したがって、請求5に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、また、そのような行政文書の存在を示す特段の事情も認められないことから、請求5に係る行政文書は存在しないものと判断する。

ウ 請求6及び請求7について

請求6及び請求7の請求欄には、「平成12年1月11日付け事務連絡（臨時特例交付金及び介護保険特別会計に係るQ&Aについて）の勘定に係る質問の『市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合』と記載されており、開示請求の趣旨は、平成12年1月11日付け事務連絡「臨時特例交付金及び介護保険特別会計に係るQ&Aについて」よりも詳細な介護保険法の解釈、運用について記した行政文書の開示を求めるものであると考えられる。

当審査会で当該事務連絡を見分したところ、厚生省老人福祉局介護保険制度施行準備室が臨時特例交付金及び介護保険特別会計にかかる質問のうち、都道府県から問い合わせの多い事項について、法令等の解釈を質疑応答の形式で詳細かつ具体的に記載した内容であった。

よって、当該事務連絡の内容をさらに詳細に記載した行政文書を実施機関が取得、作成しなければならない業務上の必然性は認められない。また、そのような記述のある行政文書の存在を示す特段の事情も認められず、開示請求に係る行政文書が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上のとおり、請求6及び請求7に係る行政文書は存在しないものと判断する。

エ 請求8について

請求欄には、「過去の住民監査請求において千葉県健康福祉部保険指導課が監査委員に対して介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町が、その通所介護事業の会計処理を鋸南町介護保険特別会計でなく、鋸南町一般会計で処理するのが違法ではな

いと判断させたことに関する一切の書類」と記載されている。すると、請求8は、実施機関が保有する住民監査請求に係る行政文書のうち、鋸南町の通所介護事業の会計処理が違法ではないと判断している旨を記載した行政文書の開示を求めるものであると考えられる。

ところで、実施機関は、平成15年度以降、鋸南町の指定通所介護事業に関する住民監査請求に関する行政文書について、鋸南町の通所介護事業に関して一般会計で処理するのが違法ではないと判断している旨の記述の有無について調査したところ、該当する行政文書は存在しなかったと説明する。

確かに、平成16年3月9日付け千葉県職員措置請求の監査結果の公表において、鋸南町が通所介護事業を一般会計で処理するのは違法であるとの異議申立人の主張については、県の財務会計上の行為に関する違法性又は不当性を主張しているものとは認められないため、監査委員は監査対象事項として取り上げず、鋸南町の通所介護事業に関して一般会計で処理することについて違法かどうかの判断はしていない。

以上のとおり、請求8に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、他に請求8の趣旨を満たす行政文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、請求8に係る行政文書は存在しないものと判断する。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではないため考慮しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
18. 5. 17	諮問書の受理
18. 6. 21	実施機関の理由説明書の受理
19. 9. 21	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成19年9月21日現在)